

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2345号)

令和3年2月18日

横情審答申第2345号

令和3年2月18日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成30年1月11日教南指第435号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)①報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて (2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近2件分のうち、・事故報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分）、・体罰報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）、・いじめ報告書に対して条例第10条第1項を適用した決定通知書（小学校直近2件分、中学校直近2件分）」の非開示決定ほか1件の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表に示す文書1を非開示とした決定及び文書2を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1)①報告書(事故・体罰・いじめ)の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、及び答申を受けずに、情報公開条例9条を適用して決定した非開示決定書(事故報告書・体罰報告書・いじめ報告書毎の)の(教育委員会事務局南部学校教育事務所(以下「南部学校教育事務所」という。)所管分の)すべて、(2)②①の報告書の開示請求に対し、条例10条1項を適用した決定で小学校、中学校別の、南部学校教育事務所所管分の直近2件分」(以下「本件審査請求文書」という。)の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成29年9月13日付で行った文書1の非開示決定及び文書2の一部開示決定(これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件開示請求に対し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため文書1を非開示とした理由及び条例第7条第2項第2号に該当するため文書2を一部開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 文書1の不存在について

本件審査請求を受け、南部学校教育事務所の所管する小中学校に係る事故報告書、体罰に関する報告書及びいじめ認知報告書(これらの報告書を総称して、以下「体罰報告書等」という。)の開示を求める請求が存在するか探索したが、文書2以外に、これらの報告書を求める開示請求は確認することができなかった。

よって、文書2以外に南部学校教育事務所に係る体罰報告書等に関する開示請求を受け付けていないことから本件請求の対象となる行政文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

(2) 文書2の条例第7条第2項第2号の該当性について

文書2のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定処分を取消し、開示請求に係る行政文書を開示するとの決定を求める。
- (2) 一部非開示決定処分の個人の氏名、肩書き部分を除き、他に開示請求に係る行政文書がある筈であるから、それらの行政文書を開示するとの一部開示決定を求める。
- (3) 行政文書の不存在を主張しているが、それを証明する理由及びその証拠物を提出しておらず、これらの行政処分書は全く信用できない。瑕しある行政処分書であるから、本件確処分書を取消せ。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市の保有する情報の開示請求に係る事務について

ア 条例に基づく開示請求を受けると、実施機関は、原則として、開示請求日の翌日から起算して14日以内に開示決定等を行い、その結果を開示決定通知書等により遅滞なく請求者に通知しなければならない。この開示決定等に係る起案文書は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（共通）において「開示決定等関係書類」として1年保存と定められている。また、この開示決定等に対して不服申立てがなされた場合、当該不服申立てに係る文書については「不服申立て等争訟関係書類」として30年保存と定められている。

イ 条例第9条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これを存否応答拒否という。この規定は、行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定を行うという原則の例外措置として定められたものであり、存否応答拒否を行う場合には、条例第10条第2項の非開示決定を行う。

ウ 条例第10条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示

をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。」と規定している。実施機関は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示するときは、開示決定通知書又は一部開示決定通知書を開示請求者に送付する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、南部学校教育事務所が所管する小学校及び中学校に係る体罰報告書等のそれぞれの開示請求に対して、条例第9条を適用した非開示決定通知書のすべて並びに条例第10条第1項を適用した開示決定通知書又は一部開示決定通知書のうち直近2件分である。

このうち文書1は、①条例第9条を適用した、答申前の体罰報告書等（いじめ認知報告書を除く。）及び答申後の体罰報告書等の非開示決定通知書、②条例第10条第1項を適用した小学校の体罰報告書等及び中学校の体罰報告書等（事故報告書を除く。）の各直近2件分の開示決定通知書及び一部開示決定通知書である。

文書2(1)は、条例第9条を適用した、答申前のいじめ認知報告書の非開示決定通知書である。

文書2(2)及び文書2(3)は、条例第10条第1項を適用した中学校の事故報告書の一部開示決定通知書である。

本件審査請求文書について、審査請求人は、前記4のとおり非開示部分に対する開示を求める主張をしておらず、ほかにあるはずである行政文書の開示を求めていると解されることから、条例第7条第2項第2号の該当性については、判断しないこととする。

(3) 本件審査請求文書の不存在及び特定について

実施機関に対してどのような行政文書の開示請求が行われ、それに対して実施機関がどのような決定を行ったかについては、毎月、情報公開制度運用状況の報告として当審査会に一覧表の形式で報告が行われている。また、条例第9条を適用して非開示とする存否応答拒否処分については、特に慎重を期す必要があることから、存否応答拒否処分を行ったときは、実施機関はその詳細を当審査会に報告しなければならないこととされており、やはり当審査会に報告されている。

そこで、実施機関の主張を確認するため、当審査会において、条例第9条を適用して非開示とした決定については存否応答拒否処分の報告を、条例第10条第1項を適用して開示及び一部開示とした決定については情報公開制度運用状況の報告を確認することとした。

ア まず、本件開示請求が平成29年8月10日に行われ、上記(1)アのとおり本件審査請求文書の保存期間が1年であることから、平成27年4月以降の存否応答拒否処分の報告を見分したところ、南部学校教育事務所指導主事室（以下「南部指導主事室」という。）による非開示決定が1件あることを確認した。

当審査会が文書2(1)を見分したところ、平成29年6月21日の開示請求に対する平成29年7月7日教南指第151号の非開示決定処分は、存否応答拒否処分の報告に記載のあった存否応答拒否処分と一致することが確認できた。

また、不服申立てが行われた場合など、上記保存期間を超えて写しが保存されることも考えられるので、念のため平成26年度以前の存否応答拒否処分の報告についても見分したが、確認することはできなかった。

イ 次に、平成27年4月以降の情報公開制度運用状況の報告を見分したところ、南部指導主事室による決定が2件あることを確認した。

当審査会が文書2(2)及び文書2(3)を見分したところ、平成27年4月16日の開示請求に対する平成27年5月7日教南指第34号の一部開示決定及び平成28年3月31日の開示請求に対する平成28年4月18日教南指第13号の一部開示決定は、情報公開制度運用状況の報告に記載のあった開示請求と一致することが確認できた。

また、念のため平成26年度以前の情報公開制度運用状況の報告についても見分したが、確認することはできなかった。

ウ 以上のことから、文書2以外には本件開示請求に係る対象行政文書を保有していないため、文書1を非開示としたとする実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が文書1を保有していないとして非開示とした決定及び文書2を特定して一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表 本件審査請求文書

平成29年 9月13日教南指第223号による非開示決定に係る対象行政文書	
文書 1	<p>(1)① 報告書（事故・体罰・いじめ）の開示を求める情報公開請求に対し、答申を受けた後に、情報公開条例 9 条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰に関する報告書・いじめ報告書毎の）のすべて、並びに答申を受けずに情報公開条例 9 条を適用して決定した非開示決定書（事故報告書・体罰報告書毎の）のすべて</p> <p>(2)② ①の報告書の開示請求に対し、条例10条 1 項を適用した決定で小学校、中学校別の、直近 2 件分のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故報告書に対して条例第10条第 1 項を適用した決定通知書（小学校直近 2 件分） ・ 体罰報告書に対して条例第10条第 1 項を適用した決定通知書（小学校直近 2 件分、中学校直近 2 件分） ・ いじめ報告書に対して条例第10条第 1 項を適用した決定通知書（小学校直近 2 件分、中学校直近 2 件分）
平成29年 9月13日教南指第223号による一部開示決定に係る対象行政文書	
文書 2 (1)	(1) 非開示決定通知書（平成29年度教南指第151号）
文書 2 (2)	(2) 一部開示決定通知書（平成27年度教南指第34号）
文書 2 (3)	(3) 一部開示決定通知書（平成28年度教南指第13号）
	(2) ①の報告書（事故）の開示請求に対し、条例10条 1 項を適用した決定で中学校の直近 2 件分)

《 参 考 》

本件開示請求と本件審査請求文書との関係（南部学校教育事務所が保有する文書であって、小学校及び中学校に係る以下の文書）

(1) 条例第9条を適用		
	答申前	答申後
事故報告書	文書1	文書1
体罰に関する報告書	文書1	文書1
いじめ認知報告書	文書2(1)	文書1
(2) 条例第10条第1項を適用（各直近2件）		
	小学校	中学校
事故報告書	文書1	文書2(2)、文書2(3)
体罰に関する報告書	文書1	文書1
いじめ認知報告書	文書1	文書1

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年1月11日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年2月15日 （第228回第三部会） 平成30年2月23日 （第331回第二部会） 平成30年2月27日 （第312回第一部会）	・諮問の報告
令和2年10月15日 （第262回第三部会）	・審議
令和2年11月19日 （第263回第三部会）	・審議
令和2年12月17日 （第264回第三部会）	・審議
令和3年1月21日 （第265回第三部会）	・審議